第一種貯蔵所承継届書について手引き

１　第一種貯蔵所の設置者の地位を受け継ぐときは、第一種貯蔵所承継を届け出る必要があります。

第一貯蔵所の設置の許可を受けた者が、その貯蔵所を第三者に譲渡し、又は引き渡したときは、その第三者は貯蔵所の設置者の地位を受け継ぐこととなり、その旨を鳥取県知事に届け出なければなりません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書類 | 部数 |
| 第一種貯蔵所承継届書（様式第８） | 1 |
| 承継の事実を証する書類（例）登記の写し、契約書の写し | 1 |

※控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。

３　手数料

　　不要

４　届出の方法

届出に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第８（一般則第２４条）（液石則第２５条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第一種貯蔵所承継届書 | 一般液石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 承継された貯蔵所の所有者又は占有者の名称 | 　 |
| 承継された貯蔵所所在地 | 〒　 |
| 承継後の名称 | 　 |
| 事務所（本社）所在地 | 〒　 |

 年 月 日

 代表者 氏名

 鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

 ２ ×印の項は記載しないこと。